

大阪府学校給食用精米業者選定基準

公益財団法人大阪府学校給食会（以下「本給食会」という。）の行う大阪府学校給食用精米業者の選定については、この基準に定めるところによる。

1. 納入業者の資格要件

(1) 資格等

- ・農林水産大臣に米穀販売業の届出を行っている者で営業年数が3年以上経過し、営業実績が良好であること。
- ・精米工場は、大阪府内又は大阪府近隣に所在すること。
- ・一般財団法人日本穀物検定協会の「米の情報システム」の登録、一般社団法人日本精米工業会の「F」マークの表示認定、もしくは「精米 HACCP」の認定のいずれかを有していること。
- ・学校給食に深い理解をもち、かつ協力的であるとともに、常に精米の品質向上に努める者であること。
- ・精米業者として社会通念上、不適切な行為をしていないこと、または重大な事故を起こしていないこと。

(2) 精米工場の設備

- ・工場には石抜き機、金属検出機、色彩選別機及びガラス選別機を有していること。
- ・玄米保管用低温倉庫を有していること。
- ・精米の品質を保持し、衛生的に保管できる倉庫を有すること。
- ・食味測定器、米質測定器、水分計、白度計を有し、自主検査機能を有していること。
- ・精米本機馬力数が100馬力以上の能力を有すること。
- ・強化米混入装置を有していること。

2. 納入米穀の条件

(1) 選定期間

- ・選定の期間は当該年12月需要分から翌年11月需要分（12ヶ月）を基本とする。

(2) 玄米の指定

- ・農協、地区を限定したものであること。
- ・国で定める各種基準等に適合していること。また、これを確認することができること。

(3) 取扱米穀の種類

- (a) 単一銘柄精米およびブレンド精米
- (b) 胚芽精米
- (c) 無洗米

(4) 精米の内容量

- ・精米の内容量は、10kg（無洗米は、10kg及び7kg）とし、強化米を混入したものについては、強化米を含んだ重量とする。

(5) 配送車両

- ・各市町村学校へは衛生的なアルミ箱車で精米を納入出来ること。また本給食会の委託炊飯工場へは、衛生的に管理された有蓋車両で精米を納入できること。

(6) 玄米、精米の検定及び検査

- ・本給食会、または本給食会が第三者機関に依頼して実施する品質検定及び安全確認検査が可能であること。

附則 この基準は平成17年9月8日から適用するものとする。

附則 この基準は平成19年9月10日から適用するものとする。

附則 この基準は平成22年9月1日から適用するものとする。

附則 この基準は平成23年9月1日から適用するものとする。

附則 この基準は平成24年9月1日から適用するものとする。

附則 この基準は平成30年9月1日から適用するものとする。

附則 この基準は令和2年7月1日から適用するものとする。